

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 4 年度
計画改正年度	平成 2 7 年度
計画改正年度	平成 3 0 年度
計画改正年度	令和 3 年度
計画主体	燕市

燕 市 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

<連絡先>

担当部署名	燕市 産業振興部 農政課
所在地	燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地
電話番号	0 2 5 6 - 7 7 - 8 2 4 5
F A X 番号	0 2 5 6 - 7 7 - 8 5 0 4
メールアドレス	nousei@city.tsubame.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス ハト ムクドリ タヌキ ハクビシン イノシシ
計画期間	令和 3 年度～令和 5 年度
対象地域	新潟県燕市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	野菜	0.52ha 94万円
ハト	稲	4.92ha 509万円
ムクドリ	豆類	0.46ha 17万円
	果樹	0.13ha 62万円
タヌキ	野菜	0.54ha 81万円
ハクビシン	野菜	0.38ha 59万円
イノシシ	稲	0.14ha 17万円
合計		7.09ha 839万円

(2) 被害の傾向

<p>○カラス 市内一円で5月から11月頃にかけて、トマト類などを中心に野菜等の被害が発生している。</p> <p>○ハト 市内の水稲栽培地帯で5月から9月頃にかけて、被害が発生しており、田植え（直播）時や収穫時等の被害が発生している。</p> <p>○ムクドリ 市内の大豆類を中心に、果樹、野菜栽培地帯で6月から11月頃にかけて、被害が発生しており、豆類、果物等の被害が発生している。</p> <p>○タヌキ、ハクビシン 分水国上地区など中山間での発生が多かったが、近年は平野部まで生息範囲を拡大させており、6月から11月頃にかけて、トウモロコシ等を中心に野菜類に被害が発生している。</p> <p>○イノシシ 新潟県全域で生息範囲を急速に拡大し、主に河川付近などで目撃されるが、水田を沼田場にされる等、稲の被害が発生している。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)		目標値 (令和5年度)	
カラス	0.52ha	94万円	0.39ha	70万円

ハト	4.92ha	509万円	2.60ha	270万円
ムクドリ	(豆類) 0.46ha	17万円	0.37ha	14万円
	(果樹) 0.13ha	62万円	0.10ha	50万円
タヌキ	0.54ha	81万円	0.43ha	65万円
ハクビシン	0.38ha	59万円	0.30ha	35万円
イノシシ	0.14ha	17万円	0.5ha	6万円
合計	7.09ha	839万円	4.69ha	510万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○カラス・ハト・ムクドリ ・燕市から猟友会燕支部に有害鳥獣捕獲を依頼し、同猟友会員による猟銃を使用しての捕獲(経費は燕市・JA負担) ・果樹農家による爆音機設置	・猟友会の高齢化・減少 ・有害鳥獣を招き入れない環境づくりの啓発
	○タヌキ・ハクビシン ・燕市から猟友会燕支部に有害鳥獣捕獲を依頼し、同猟友会員によるはこわなを使用しての捕獲(経費は燕市負担)	・猟友会の高齢化・減少 ・有害鳥獣を招き入れない環境づくりの啓発
	○イノシシ ・燕市から猟友会燕支部に有害鳥獣捕獲を依頼し、同猟友会員による猟銃及びはこわなを使用しての捕獲(経費は燕市負担)	・猟友会の高齢化・減少 ・有害鳥獣を招き入れない環境づくりの啓発
防護柵の設置等に関する取組	取組なし	

(5) 今後の取組方針

<p>○カラス・ハト・ムクドリ 被害の防止と個体数の増加を抑えるために、適切な捕獲実施期間を随時検討して捕獲事業を実施していく。 狩猟者の数を増やすため、狩猟免許の取得に係る費用の補助を実施。 また、農業者に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発を行い、野生鳥獣を誘引しにくい環境づくりに努める。</p>

<p>○タヌキ・ハクビシン</p> <p>現在、実施している猟友会による有害鳥獣捕獲を継続し、はこわなを使用した捕獲を実施する。</p> <p>狩猟者の数を増やすため、狩猟免許の取得に係る費用の補助を実施。</p> <p>また、農業者に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発を行い、野生鳥獣を誘引しにくい環境づくりに努める。</p>
<p>○イノシシ</p> <p>現在、実施している猟友会による有害鳥獣捕獲を継続し、被害が頻発している地域において、主にはこわなを使用した捕獲を実施する。人的被害の恐れがあるなど緊急時には、関係機関と密接に対応し、猟銃の使用も検討する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス・ハト・ムクドリ

燕市から猟友会燕支部に有害鳥捕獲を委託、同猟友会員が繁殖期及び収穫前に銃器により巡回、一斉捕獲する。

タヌキ・ハクビシン

燕市から猟友会燕支部に有害獣捕獲を委託、同猟友会員が繁殖期及び収穫前に、はこわなを捕獲依頼地区に設置し、巡回時に捕獲されていれば、回収を行う。

イノシシ

燕市から猟友会燕支部に有害獣捕獲を委託、同猟友会員が通年はこわなを捕獲依頼地区に設置し、巡回時に捕獲されていれば、回収を行う。人的被害の恐れがあるなど緊急時には、猟銃の使用も検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 3～5年度	カラス、ムクドリ等	・有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業の周知
	タヌキ、ハクビシン等	・捕獲機材の修理、担い手確保の周知
	イノシシ	・捕獲機材の導入、担い手確保の周知

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

地域の被害状況、これまでの捕獲実績などを勘案し、捕獲数を設定した。

○カラス

市内一円で、野菜等の食害被害が生じているため、今後も猟友会による一斉捕獲を実施する。

○ハト

果物、野菜栽培地帯で被害が発生しており、今後も猟友会による一斉捕獲を実施する。

○ムクドリ

果物、野菜栽培地帯で被害が発生しており、今後も猟友会による一斉捕獲を実施する。

○タヌキ・ハクビシン

中山間地帯のみならず平地まで生息範囲を拡大しており、農作物に被害が発生しているため、今後も猟友会のはこわなによる捕獲を実施する。

○イノシシ

稲の被害が発生しており、猟友会のはこわなによる捕獲を実施する。人的被害の恐れがある緊急の場合は、猟銃の使用も検討する。

対象鳥獣	捕獲実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
カラス	266	224	144
ハト	87	106	71
ムクドリ	257	398	237
タヌキ	30	26	39
ハクビシン	10	12	17
イノシシ	0	0	1

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	400	420	420
ハト	600	620	620
ムクドリ	900	1000	1000
タヌキ	100	100	100
ハクビシン	50	50	50
イノシシ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>(被害状況の把握)</p> <p>J A や農家の聞き取り等により被害状況の把握に努め、効果的な捕獲に向けた検討を行う。</p> <p>カラス・ハト・ムクドリについては、繁殖期及び収穫期前に被害防止を目的に猟銃による一斉捕獲を実施する。また実施時間は、人身事故を避けるため、早朝時実施などの対応をとる。</p> <p>タヌキ・ハクビシンについては、被害地域を中心として繁殖期及び収穫期前に被害防止を目的に、はこわなを設置して、捕獲を実施する。</p> <p>イノシシについては、目撃情報があった地域を中心として、被害防止を目的に、はこわなを設置して捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシが増えてきたため、ライフル銃による捕獲を実施する必要性が高まっている。ライフル銃による捕獲は、周囲の安全を確認してから捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
計画なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容

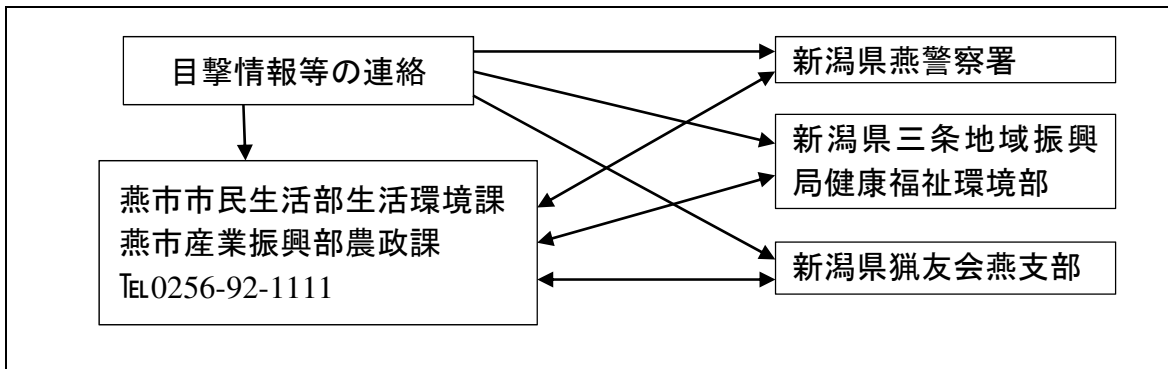
3~5	カラス ハト ムクドリ タヌキ ハクビシン イノシシ	放置野菜、果樹の除去等に関する啓発を行い、野生鳥獣を誘引しにくい集落の環境づくりに努める。
-----	---	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
新潟県猟友会燕支部	有害鳥獣捕獲活動の実施
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	関係機関との連絡調整、注意喚起
新潟県燕警察署	捕獲時の安全対策、注意喚起、パトロール
燕市市民生活部生活環境課	関係機関との連絡調整、注意喚起、パトロール
燕市産業振興部農政課	関係機関との連絡調整、注意喚起、パトロール

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却施設での焼却処分、もしくは、捕獲現場での埋設処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	なし
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
越後中央農業協同組合	有害鳥獣による農産物等の被害情報収集、被害防止対策の普及・啓発
新潟県猟友会燕支部	有害鳥獣捕獲活動の実施
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	有害鳥獣の個体数管理や生態状況など情報提供
新潟県三条地域振興局農業振興部	有害鳥獣による農産物等の被害状況など情報提供
新潟県燕警察署	有害鳥獣による人的被害状況など情報提供
燕市市民生活部生活環境課	有害鳥獣による農産物等の被害情報収集、被害防止対策の普及・啓発、鳥獣保護管理員との連携協力
燕市産業振興部農政課	有害鳥獣による農産物等の被害情報収集、被害防止対策の普及・啓発

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>農家及び地域住民へは、被害防除や農地、集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。また、農作物の被害状況、鳥獣の出没状況、防除効果等の提供について、協力を求める。</p>
--